



川崎市総合計画 第2期実施計画 素案

川崎市

平成29(2017)年11月

川崎市総合計画 第2期実施計画 素案について

川崎市総合計画は、本市がめざす都市像やまちづくりの基本目標を定めた「基本構想」と、基本構想に定める5つの基本政策を体系的に推進するために政策の方向性を明らかにする「基本計画」、これらのビジョン・方向性に基づき、中期の具体的な取組や目標を定める「実施計画」で構成されています。平成29(2017)年度は、第1期実施計画の最終年度となるため、平成30(2018)年度から平成33(2021)年度までの4年間を計画期間とする第2期実施計画の策定に向けて、取組を進めています。

平成29(2017)年8月に「川崎市総合計画 第2期実施計画 基本的な考え方」を公表するなど、実施計画策定に向けて検討を進め、この度、「川崎市総合計画 第2期実施計画 素案」を取りまとめました。

この素案については、今後、パブリックコメントや各種団体等への出前説明会、市議会における議論等、市民の皆様のご意見をしっかりと踏まえるとともに、持続可能な行財政運営を可能とする「行財政改革第2期プログラム」の検討と連携しながら、実施計画策定に向けてさらなる検討を進め、平成30(2018)年2月に「第2期実施計画案」をとりまとめ、平成30(2018)年3月中に計画を策定します。

御意見の募集について

1 募集期間

平成29(2017)年11月28日(火)から12月27日(水)まで

2 御意見の提出方法

以下のいずれかの方法で御意見をお寄せください。なお、書式は自由ですが、巻末に「意見書」を添付してありますので御利用ください。

○ FAX、郵送、持参による提出

FAX : 044-200-0401

郵送先 : 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

(持参先) 総務企画局 都市政策部 企画調整課

〒210-0005 川崎市川崎区東田町5-4

川崎市役所第3庁舎 5階

○ インターネットによる提出

市のホームページ(「意見を募集している政策等」のページ)から意見の提出が可能です。アドレス及びQRコードは次のとおりです。

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/170/0000092193.html>



市民車座集会の開催について

「第2期実施計画素案」及び「行財政改革第2期プログラム素案」について、内容の説明や意見交換を行うため、市民車座集会を開催します。事前に意見交換のための質問を募集しますので、質問をお寄せください。(詳細は巻末をご覧ください。)

日時 : 平成29(2017)年12月16日(土)

①午前の部 10:00~12:30 ②午後の部 15:00~17:30

場所 : ①麻生市民館 大会議室 ②中原区役所 5階会議室



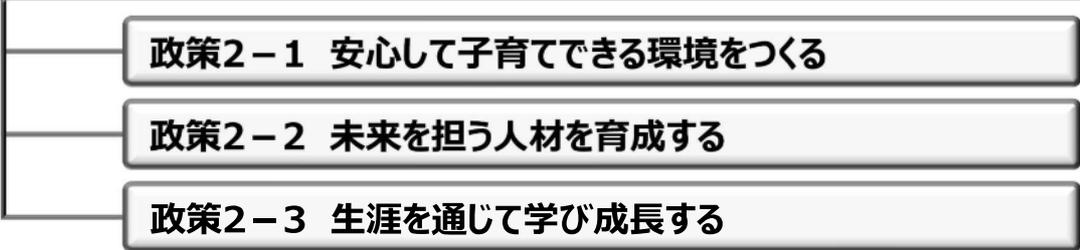
基本政策 2

子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり

- 子どもや若者が、夢や希望を抱いて、安心して生きていける社会の実現のために、出産・子育てから、子どもの成長・発達の段階に応じた「切れ目のない」支援を進めるとともに、子どもや、子育て家庭に寄り添い、共に、幸せに暮らすことができる地域づくりを進めます。
- また未来を担う子どもたちが、乳幼児期には、情緒の安定とともに、他者への愛着や信頼感を醸成し、学齢期には、社会の中で自立して主体的な人生を送る基礎を築くとともに、個人や社会の多様性を尊重し、共に支え、高め合いながら成長し、若者として社会に力強く羽ばたいていく姿を市民が実感できるような社会をめざします。
- さらに、生涯を通じた、市民の学びや活動を支援することで、それぞれの市民が持つ経験や能力が地域の中でつながり、さまざまな世代が交流しながら、社会的な役割として活かされるような環境づくりを進めます

政策の体系

基本政策 2 子どもを安心して育てることのできるふるさとづくり



政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

政策の方向性

- 本市の社会状況や子どもを取り巻く家庭・地域の環境が変化中、子育てに不安や負担を感じる家庭も多く、子どもがすこやかに成長し、若者が社会で自立して暮らせるよう、安心して子育てできる環境づくりが求められています。そのため、子育て家庭を地域社会全体で支え、不安感や負担感を軽減するとともに、すべての子どもが、地域で安心してすこやかに成長できるしくみづくりを進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
子育て環境の整ったまちだと思ふ市民の割合 (市民アンケート)	26.9%	31.2%	35%以上

施策の体系

政策 2-1 安心して子育てできる環境をつくる

施策2-1-1 子育てを社会全体で支える取組の推進

施策2-1-2 質の高い保育・幼児教育の推進

施策2-1-3 子どものすこやかな成長の促進

施策2-1-4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり

施策 1 子育てを社会全体で支える取組の推進

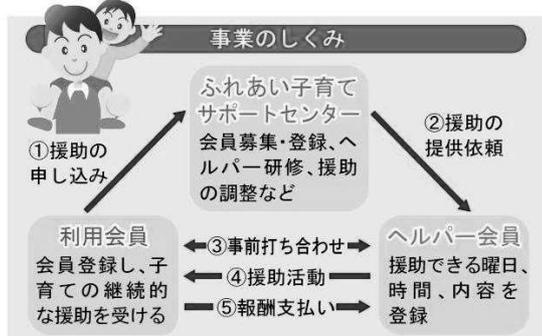


第 1 期の主な取組状況

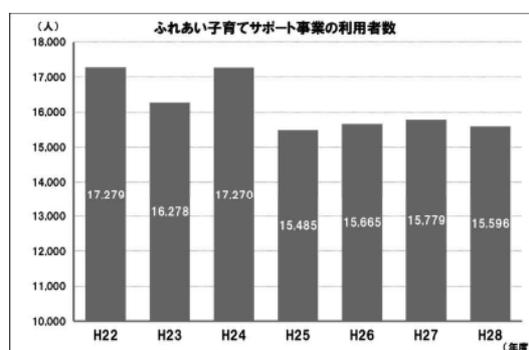
- 地域や社会が親子に寄り添い、子どものすやかな育ちを支えていくため、在宅で子育てをする家庭への相談支援や親子で遊べる場づくり、互いに支え合う子育て援助活動の促進に取り組んでいます。
- 小児医療費助成制度における通院医療費助成対象年齢を平成 28（2016）年度から小学校 3 年生までに、平成 29（2017）年度から小学校 6 年生までに引き上げるなど、子育て家庭の経済的な負担の軽減や、安心して必要な医療が受けられる環境づくりに取り組んでいます。



地域子育て支援センターでの親子の交流の輪



ふれあい子育てサポート事業のしくみ



資料：こども未来局調べ



施策の主な課題

- 子育てに不安や負担感を感じる家庭を社会全体で支えるため、地域における子ども・子育て支援の取組を推進する必要があります。
- 子育て情報の提供、相談支援等の実施にあたっては、子育て世代が育児に対してどのような不安を感じているか、どのような支援を求めているかなどの現状を把握しながら、子育てニーズの多様化への対応、子育ての不安感の解消などに取り組む必要があります。



施策の方向性

- 地域における親子で遊べる場づくりや、互いに支え合う子育て援助活動など子育て家庭を地域社会全体で支える取組の推進
- 小児医療費助成制度の運用状況の分析及び検証を踏まえた事業の推進



直接目標

● 地域で子育てを支えるしくみをつくる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
ふれあい子育てサポートセンターの利用者数 (こども未来局調べ)	15,665 人 (平成26 (2014) 年度)	15,596 人 (平成28 (2016) 年度)	16,300 人以上 (平成29 (2017) 年度)	16,600 人以上 (平成33 (2021) 年度)	16,600 人以上 (平成37 (2025) 年度)
地域子育て支援センター利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	8.9 (平成27 (2015) 年度)	— (平成29 (2017) 年度調査による)	8.9 以上 (平成29 (2017) 年度)	9.0 以上 (平成33 (2021) 年度)	9.1 以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
地域子育て支援事業 地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域子育て支援センターにおける子育て情報の提供・相談支援等の実施 H28延べ利用人数：276,623人 ● ふれあい子育てサポートセンター事業の実施 H28子育てヘルパー会員平均登録数：775人 ● 「(仮称) 子ども・若者に関する総合的な計画」に基づく取組 ・計画の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・事業の利用促進に向けた取組の推進 ・計画の進行管理と改定に向けた取組の推進 	事業推進
小児医療費助成事業 小児に係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成を図り、小児保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 小児医療費助成の実施 ・通院医療費助成対象年齢の小学校6年生までの引き上げの実施 ・制度拡充後の分析及び検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・分析及び検証を踏まえた事業推進 	事業推進
児童手当支給事業 子どもを養育する家庭に、児童手当を支給することで、生活の安定を図りながら、子どものすこやかな成長と発達を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童手当の支給 H28支給児童：194,717人 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者への適正な支給の実施 	事業推進
児童福祉施設等の指導・監査 施設の増加や多様な運営主体の参画が進む中でも、安定的かつ継続的な法人・施設運営などの質的確保に向け、適切な指導・監査を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童福祉関係法令に基づく保育所などの児童福祉施設及び運営法人に対する指導・監査の実施 ・効率的・効果的な指導・監査事務の実施 ・指導・監査体制の充実 ● 施設運営に対する支援及び人材育成を目的とした会計研修会の開催 H29開催回数：5回 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な施設運営と子育て支援サービス等の向上のための指導・監査の実施 ・会計研修会の継続実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画

進行管理・評価

施策 2 質の高い保育・幼児教育の推進



第 1 期の主な取組状況

- 高まる保育ニーズに対応するため、認可保育所等の整備をはじめ、横浜市との連携による保育所の共同整備や川崎認定保育園の活用など、多様な手法を用いた保育受入枠の確保を図るとともに、各区役所・支所においてきめ細やかな相談・支援を実施するなど、待機児童の解消に向けた取組を継続して行っています。
- 子育て家庭が安心して子どもを預け、また、子どもが生活や遊びの体験を通して成長できるよう、公立保育所の持つ専門的な知識と技術の蓄積を民間保育所等と共有する取組を進めるとともに、就職相談会の実施などによる保育士の人材確保対策を推進するなど、保育サービスの質の維持・向上を図っています。
- 保育ニーズの多様化への対応として幼稚園における一時預かりの実施拡大や、認定こども園への移行促進などに取り組むことにより、幼児教育の推進を図っています。



遊具で遊ぶ園児たち

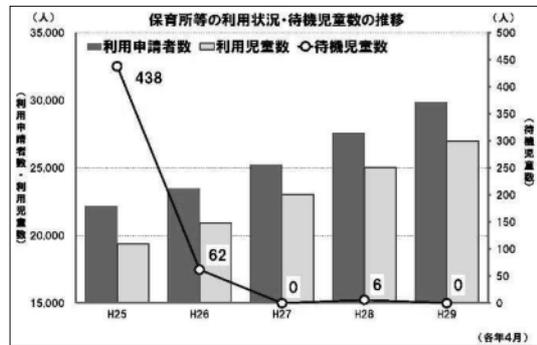


園庭での砂遊び



施策の主な課題

- 大規模集合住宅の開発等に伴う若い世帯の転入増や、共働き世帯の増加などにより、保育所等利用申請者数が伸び続けている状況の中でも、地域の保育需要に対応した受入枠の確保に取り組む必要があります。
- 保育所等の大幅な増加による保育士不足や、保育所等で従事する職員数が増える中でも、保育の質の維持・向上を図るため、保育の担い手となる保育人材の確保・育成に取り組む必要があります。



資料：こども未来局調べ



施策の方向性

- 保育需要の高まりに対応するための多様な手法による保育受入枠確保の継続
- 保育所の新設整備等に伴い、新たに必要となる保育人材確保に向けた取組の充実
- 公立保育所を拠点とした保育の質の維持・向上と地域における子育て支援の充実
- 一時預かりの拡大や認定こども園への移行など、幼稚園における就労家庭児の受入の推進



直接目標

● 子どもを安心して預けられる環境を整える



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
待機児童数 (こども未来局調べ)	0 人 * (平成27 (2015) 年 4 月)	0 人 (平成29 (2017) 年 4 月)	0 人 (平成30 (2018) 年 4 月)	0 人 (平成34 (2022) 年 4 月)	0 人 (平成38 (2026) 年 4 月)
認可保育所等利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	7.9 (平成27 (2015) 年度)	— (平成29 (2017) 年度調査による)	8.0 以上 (平成29 (2017) 年度)	8.2 以上 (平成33 (2021) 年度)	8.4 以上 (平成37 (2025) 年度)

* 計画策定時の値は、旧調査要領に基づき算出しています。



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
待機児童対策事業 当面の人口増に伴う就学前児童数の増加や、待機児童解消への期待感からの新たな保育需要に対応するため、待機児童対策を継続して推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 区役所におけるきめ細やかな利用者支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・窓口での相談支援の実施 ・保育所入所相談、コーディネートの実施 ● 横浜市との協定に基づく川崎認定保育園と横浜保育室の相互利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・協定に基づく相互利用の促進 ● 横浜市との協定に基づく認可保育所の共同整備 <ul style="list-style-type: none"> ・2 か所目の開所 (H29) ・共同整備に向けた検討 	事業推進	
認可保育所整備事業 高まる保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 認可保育所等における保育受入枠の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・H29.4の定員数：26,281人 ・さまざまな手法を活用した保育受入枠の拡大の推進 	事業推進	
民間保育所運営事業 待機児童の解消と多様な保育の推進を図るため、増設される民間保育所・地域型保育事業等の適正な運営の確保に向けた支援及び指導を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間保育所の運営支援 <ul style="list-style-type: none"> ・職員等の処遇改善及びキャリアアップの枠組みの構築 ・職員等の処遇改善及びキャリアアップの推進 ● 民間保育所における受入枠の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・H29.4の定員数：21,150人 ・受入枠の確保に向けた取組の推進 ● 地域型保育事業における受入枠の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・H29.4の定員数：706人 ・受入枠の確保に向けた取組の推進 ● 一時保育の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・H29.4：70か所 ・一時保育実施数の拡大 ● 公設民営保育所の民営化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・H29までに11か所・12園 ・事業実施 (3か所・3園民営化・完了予定) 	事業推進	



総論
10年戦略
基本政策 1
基本政策 2
基本政策 3
基本政策 4
基本政策 5
区計画
進行政管理・評価

政策体系別計画

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	
			平成34 (2022) 年度以降
公立保育所運営事業 市内の保育施設における保育の質の維持・向上に向け、民間保育所への支援機能を強化するとともに、在宅で子育てする家族への支援機能を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ●公立保育所の老朽化対策の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・大島・大島乳児保育園（工事着手） ・生田・生田乳児保育園（基本設計・実施設計） ・古川保育園（基本計画） ・中原保育園（基本計画） ●公立保育所の民営化の推進 <ul style="list-style-type: none"> H29までに44か所・48園 ●公民保育所職員研修の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28参加者数：2,332人 ●（仮称）保育・子育て総合支援センターにおける地域の子ども・子育て支援及び民間保育所等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・育児相談などの支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備完了予定 ・事業推進（16か所・17園民営化・完了予定） ・研修の継続開催 ・育児相談などの支援の継続 	事業推進
認可外保育施設支援事業 待機児童対策として、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図るとともに、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者への保育料補助の実施 <ul style="list-style-type: none"> H29助成児童数：4,322人 ●川崎認定保育園及びおなま保育室の認可化の推進 <ul style="list-style-type: none"> H29川崎認定保育園及びおなま保育室の受入児童数：4,477人 ●病児・病後児保育事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・全区での整備完了（H29） 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者への保育料補助の継続実施 ・児童の受入の促進 ・病児・病後児への保育の実施 	事業推進
幼児教育推進事業 質の高い幼児教育の推進を図るとともに、認定こども園への移行促進や幼稚園における一時預かり事業を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園一時預かり事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> H28実施園数：21園 ●認定こども園への移行促進 <ul style="list-style-type: none"> H29実施園数：1園 ●幼稚園園児保育料等補助の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28助成児童数：21,049人 ●幼児教育相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施園数の拡大 ・移行促進の継続 ・対象者への補助の実施 ・巡回相談の継続実施 	事業推進
保育士確保対策事業 保育受入枠の拡大に合わせ、様々な手法による保育士確保対策を推進するとともに、保育所職員に必要な専門的知識・技術の習得のための研修等を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> ●「かながわ保育士・保育所支援センター」との連携による潜在保育士等の確保策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・就職マッチング等の実施 ●就職相談会・セミナー、保育体験事業、潜在保育士等支援研修等の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28参加者：1,283人 ●保育士宿舍借り上げ支援事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28補助対象：374人 ●保育士資格取得支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得支援の実施 ・県外保育士養成施設への個別訪問の実施 ●保育士修学資金貸付等補助の実施 <ul style="list-style-type: none"> H29補助対象：63人 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜在保育士等の確保策の継続実施 ・保育士養成機関等と連携した保育士就職相談会等の実施 ・認可保育所、川崎認定保育園等を対象とした保育士宿舍借り上げ支援の実施 ・保育士試験による資格取得支援の継続 ・国の動向を踏まえた事業継続の検討 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
保育料対策事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;"> 保育料を滞納している世帯に対し、納付指導の強化と督促を徹底します。 </div>	●保育料収納対策の強化 H28収納率： 98.52%	・電話による納付指導、長期滞納者に対する滞納整理等の実施	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

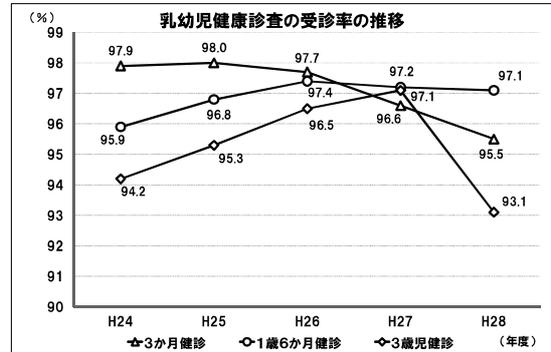
進行管理・評価

施策 3 子どものすこやかな成長の促進



第 1 期の主な取組状況

- 平成 28 (2016) 年度から母子保健コーディネーターを配置するなど、母子健康手帳交付時からの相談・支援を充実させるとともに、乳幼児健診を実施するなど、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援に取り組んでいます。
- こども文化センターが、子どもに多様な体験や活動を提供する場であるとともに、市民活動の地域拠点として活用が図られるよう、施設の運営を行っています。
- すべての就学児童が、放課後を安全・安心に過ごせる居場所づくりを行うため、「わくわくプラザ」において遊びの場、生活の場を確保し、仲間づくりを支援するとともに、多様な体験や、活動機会の提供に取り組んでいます。

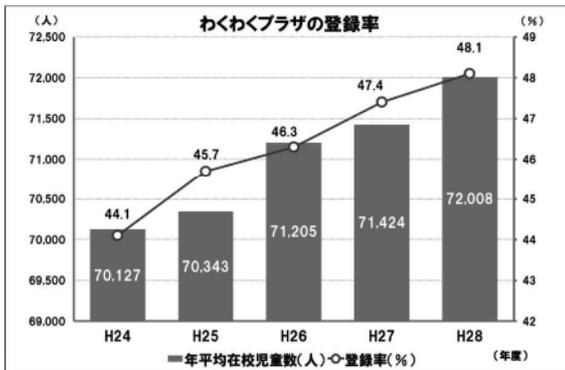


資料：こども未来局調べ



施策の主な課題

- 産後うつ等への対応のため、母子保健事業の把握する情報を早期に適切な支援につなげていくことが求められています。
- 利用者が増加している「わくわくプラザ」については、子どもが安全・安心して過ごせる居場所の充実に取り組む必要があります。



資料：こども未来局調べ



わくわくプラザの新生歓迎会



施策の方向性

- 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援の継続
- 児童数の増加に対応した、小学生が放課後等において安全・安心に過ごせる場づくりの推進
- こども文化センターと老人いこいの家の連携による多世代交流の促進



直接目標

● 子どもがすこやかに成長できるしくみをつくる



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
乳幼児健診の平均受診率 (こども未来局調べ)	97.2 % (平成26 (2014) 年度)	95.2 % (平成28 (2016) 年度)	97.3 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.3 %以上 (平成33 (2021) 年度)	97.4 %以上 (平成37 (2025) 年度)
子育てが楽しいと思う人の割合 (こども未来局調べ)	97.5 % (平成27 (2015) 年度)	97.2 % (平成28 (2016) 年度)	97.6 %以上 (平成29 (2017) 年度)	97.7 %以上 (平成33 (2021) 年度)	97.8 %以上 (平成37 (2025) 年度)
わくわくプラザの登録率 (こども未来局調べ)	46.3 % (平成26 (2014) 年度)	48.1 % (平成28 (2016) 年度)	47 %以上 (平成29 (2017) 年度)	49 %以上 (平成33 (2021) 年度)	51 %以上 (平成37 (2025) 年度)
わくわくプラザ利用者の満足度 (10点満点) (こども未来局調べ)	7.3 (平成27 (2015) 年度)	— (平成29 (2017) 年度調査による)	7.4 以上 (平成29 (2017) 年度)	7.7 以上 (平成33 (2021) 年度)	8.0 以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
妊婦・乳幼児健康診査事業 妊娠出産を安全に迎えるため、母子の健康状態を確認するとともに、乳幼児の発育状況、疾病等の予防や早期発見など母と子の健康増進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定不妊治療の相談及び治療費の一部助成の実施 H28助成件数：2,222件 ● 妊婦健康診査の費用の一部助成の実施 H28助成件数：179,638件 ● 乳幼児健康診査の実施 H28受診者数：59,031件 ● 健診未受診者へのフォローの実施 ・フォローの実施 ● 医療機関と連携した健診後の要支援家庭等への支援 ・支援の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談及び助成の継続実施 ・継続実施 ・各区又は医療機関での健診の実施 ・継続実施 ・支援の継続実施 	事業推進
母子保健指導・相談事業 思春期から、妊娠・出産、乳幼児期までのライフサイクルの各時期に応じて、健全な母性の育成、子育て支援など親と子の健康づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 思春期の心と身体の健康教育の実施 H28参加者数：6,070人 ● 各区における母子健康手帳の交付・相談の実施 ・事業実施 ● 各区における両親学級等の開催による出産・育児支援 H28参加者数：5,667人 ● 新生児訪問及びひこにちは赤ちゃん訪問の実施 H28訪問実施率：91.5% ● 産後ケア事業の実施 H28利用者数：延べ942人 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健と連携した集団指導等の実施 ・継続実施 ・各区での両親学級等の開催の継続実施 ・乳児家庭への訪問の実施 ・産前産後におけるサポートの実施 	事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

政策体系別計画

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

区計画
進行管理・評価



- 総論
- 10年戦略
- 基本政策 1
- 基本政策 2
- 基本政策 3
- 基本政策 4
- 基本政策 5
- 区計画
- 進行政管理・評価

政策体系別計画

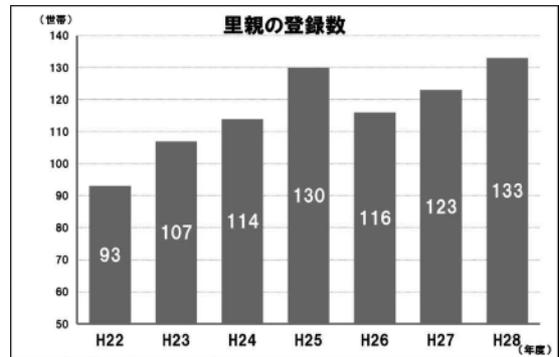
事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17)年度	平成30(2018)～33(2021)年度	平成34(2022)年度以降
青少年活動推進事業 地域社会全体で、子ども・若者を見守り支え、安全・安心な環境の中で青少年の健全な育成を図るため、青少年を育成・指導する青少年関係団体を支援するとともに、次代の担い手となる自立した成人を育成するため、積極的な社会参加を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 青少年を育成・指導する青少年団体への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年団体への支援 ・支援の継続実施 ● こども110番事業への支援等の青少年の健全な育成環境づくりの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・こども110番事業への支援等 ・支援等の継続実施 ● 「成人の日を祝うつどい」や「青少年フェスティバル」を通じた青少年の社会参加の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年が企画・運営するイベントの実施 ・継続実施 ● 青少年指導員による青少年の健全な育成活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・青少年指導員活動への支援 ・青少年指導員制度の充実にに向けた検討及び検討結果に基づく事業推進 		事業推進
こども文化センター運営事業 子どもの多様な体験や活動を通じた児童の健全育成を推進するとともに、市民活動の拠点としての活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● こども文化センターの運営 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の今後のあり方の検討 ・検討結果に基づく取組の推進 ● 多世代交流の促進に向けた取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・H29モデル事業実施数：13か所 ・多世代交流の促進に向けた、いこいの家との連携事業の推進 ● 新小杉こども文化センターの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・実施設計 ・整備推進（H32開設予定） 		事業推進
わくわくプラザ事業 すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● わくわくプラザ事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の今後のあり方の検討 ・ニーズを踏まえた事業の充実にに向けた取組の推進 ● 子育て支援わくわくプラザ事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・継続実施 ● 小杉駅周辺地区の小学校新設におけるわくわくプラザの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・工事着手 ・整備推進（H31開設予定） 		事業推進
青少年教育施設の管理運営事業 団体宿泊生活や野外活動を通じて心身ともに青少年の健全な育成を図るとともに、子どもの遊び、活動の促進に向けた場を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ● ハッピ少年自然の家における団体宿泊訓練や自然に親しむ学習活動、探求野外観察等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・H28利用人数：95,259人 ・団体宿泊生活を通じた少年の健全育成の実施 ● 黒川青少年野外活動センターにおける野外自然観察活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・H28利用人数：30,469人 ・野外活動による体験を通じた青少年の健全育成の実施 ● 子ども夢パークにおける子どもの自発的な活動の支援及び子どもを対象とした各種イベント等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・H28利用人数：88,544人 ・子どもの自発的な活動の場の提供の実施 ● 青少年の家における団体宿泊活動等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・H28利用人数：33,842人 ・団体の宿泊研修を通じた青少年の健全育成の実施 		事業推進

施策 4 子どもが安心して暮らせる支援体制づくり



第 1 期の主な取組状況

- 市内 3 か所の児童相談所において、専門性を活かした相談援助を実施するとともに、増加する児童虐待に対応するため、要保護児童の一時保護や里親・児童養護施設等への措置など、子どもに対する専門的な支援を実施しています。
- 安心して自立した家庭生活が送れるよう、ひとり親家庭に対し、就職に有利な資格の取得に向けた支援とともに、子どもと地域とのつながりづくりや基本的な生活習慣の習得のための支援を行っています。

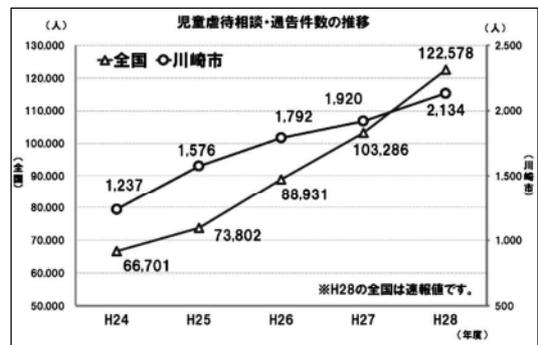


資料：こども未来局調べ



施策の主な課題

- 児童虐待の相談通告件数は依然として増加傾向にあります。子育てに不安や負担感を抱える家庭への支援や児童虐待の未然防止のため、関係機関と連携しながら、効果的な支援体制を検討する必要があります。
- 平成 28（2016）年度に実施した「川崎市子ども・若者生活調査」の分析結果を踏まえて、子どもの貧困対策の視点から、すべての子ども・若者が生まれ育った環境に左右されることなく成長・自立していけるよう、保健・福祉・教育・雇用等、様々な分野において総合的な取組を進める必要があります。



資料：こども未来局調べ



施策の方向性

- 児童虐待の未然防止や早期発見のための子育て支援や専門的な支援の推進
- ひとり親家庭の自立の促進に向けた生活・子育て・就業支援等の総合的な取組の推進
- 子どもの貧困対策の視点から、様々な分野が連携した総合的な子ども・若者への支援の推進
- 地域社会全体で、子ども・若者を見守り・支えるしくみの構築



直接目標

● 子どもが安心して育つしくみをつくる



主な成果指標

名称 (指標の出自)	計画策定時	現 状	第 1 期実施計画期間 における目標値	第 2 期実施計画期間 における目標値	第 3 期実施計画期間 における目標値
里親の登録数 (こども未来局調べ)	116 世帯 (平成26 (2014) 年度)	133 世帯 (平成28 (2016) 年度)	118 世帯以上 (平成29 (2017) 年度)	145 世帯以上 (平成33 (2021) 年度)	155 世帯以上 (平成37 (2025) 年度)
地域で子どもを見守る体制づくりが 進んでいると思う人の割合 (こども未来局調べ)	30.8 % (平成27 (2015) 年度)	— (平成29 (2017) 年度調査による)	36 %以上 (平成29 (2017) 年度)	45 %以上 (平成33 (2021) 年度)	54 %以上 (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
児童虐待防止対策事業 児童虐待の早期発見・早期対応、未然防止に向けた子育て支援や専門的な支援の充実を図るとともに、関係機関と連携しながら普及啓発や地域の支援体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・医療機関、警察、学校等との連携強化 ・要保護児童等へのきめ細やかな対応と個別支援の実施 ・法定研修の実施 ● 児童虐待防止センターによる相談の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談の実施 ● 児童虐待防止普及啓発活動の実施 <ul style="list-style-type: none"> H28実施数：21回 	<ul style="list-style-type: none"> ・連携強化の推進 ・継続実施 ・電話相談の継続実施 ・児童虐待防止普及啓発活動の継続実施 	事業推進
児童相談所運営事業 増加する児童虐待や複雑・困難化する児童家庭相談に対し、専門性を活かした相談援助を行うとともに、支援が必要な児童の一時保護、里親・施設入所措置等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定妊婦、要支援・要保護児童に対する迅速かつ的確な対応の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童の一時保護及び児童養護施設等への措置の実施 ・一時保護の司法関与に向けた検討 ● 児童相談所の体制強化 <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司、児童心理司の配置による体制強化 ・南部地域の児童相談体制充実に向けた検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの置かれた状況に応じた子ども及び家庭への相談・援助の実施 ・専門的知識を有する職員の増員などによる児童相談体制の充実 ・検討結果に基づく取組の推進 	事業推進
里親制度推進事業 家庭での養育が困難な児童を家庭と同様の環境で養育するため、里親制度の普及啓発や里親登録者数の増加、里親支援機関と連携した里親への養育支援等、里親制度の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 里親制度の普及・啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・里親養育体験発表会及び制度説明会の開催 H29開催回数：5回 ● 里親養育技術向上のための研修会等の実施 <ul style="list-style-type: none"> H29開催回数：3回 ● ふるさと里親事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> H29登録者数：65人 ● 多様な主体と連携した里親支援機関事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・里親登録世帯の確保に向けた取組の継続 ・里親養育技術向上への支援の継続 ・家庭の雰囲気や体験するための取組の推進 ・NPO、学校、保育園、児童養護施設等と連携した事業実施 	事業推進

事務事業名	現状	事業内容・目標		
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度		
				平成34 (2022) 年度以降
児童養護施設等運営事業 児童養護施設等における要保護児童の処遇向上に向け、良好な家庭的環境での養育の推進を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童養護施設、児童心理治療施設及び乳児院における社会的養護の推進 3施設合計7か所 ・要保護児童への支援の実施 ● 地域小規模児童養護施設、ファミリーホーム及び自立援助ホームにおける家庭的養護の推進 3施設合計9か所 ・家庭に近い環境での支援の実施 			事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童扶養手当の支給 ・事業実施 ・対象者への適正な支給の実施 ● ひとり親家庭への医療費の一部助成の実施 ・事業実施 ・継続実施 ● 母子・父子福祉センターにおける生活・就業相談及び支援の実施 H28自立支援プログラム策定件数：57件 ・生活・就業相談及び支援の継続実施 ● ひとり親家庭への資格取得支援の実施 H28高等職業訓練促進給付金新規認定：13件 ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金の支給 ● ひとり親家庭への日常生活支援の実施 ・生活援助及び子育て支援の実施 ・ひとり親家庭に対する日常生活支援の継続実施 ● ひとり親家庭等の子どもへの生活・学習支援の実施 ・事業実施 (H29.10月) ・ひとり親家庭等の子どもへの継続した支援の実施 ● 母子家庭の保護・自立促進に向けた母子生活支援施設の運営 ・事業実施 ・継続実施 ● ひとり親家庭支援のあり方の検討 ・特別乗車証交付事業の見直しを含めた検討 ・検討及びその結果を踏まえた取組の推進 			事業推進
ひとり親家庭の生活支援事業 ひとり親家庭の自立の促進に向けて、生活や就業等に関する相談支援を行うとともに、経済的支援をはじめとする各種支援の取組を進めます。				事業推進
女性保護事業 日常生活にさまざまな困難を抱える女性の相談・支援を行うとともに、DV被害者等への支援に取り組みます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 女性相談員による相談・保護・自立支援の実施 ・事業実施 ・支援の継続実施 ● DV相談支援センターを活用したDV被害者等への相談・支援の実施 ・各区での相談・支援の実施 ・DV被害者等への相談・支援の継続実施 ● DV被害者等の緊急一時保護の実施 ・事業実施 ・緊急時における対応の継続実施 			事業推進
子ども・若者支援推進事業 子ども・若者が自立して社会生活を営むことができるよう取り組むとともに地域社会全体で子ども・若者を見守り、支える取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・若者の支援、子どもの貧困対策の総合的な推進 ・「川崎市子ども・若者生活調査」の調査結果の分析・研究 ・分析・研究結果に基づく子ども・若者の支援の推進 ・子どもの貧困対策の実施 ● ひきこもり等児童福祉対策の実施 ・対策の充実に向けた検討 ・検討結果を踏まえた取組の推進 ● 児童家庭支援センターの運営 ・6か所 ・地域における身近な相談・支援の実施 			事業推進

総論

10年戦略

基本政策 1

基本政策 2

基本政策 3

基本政策 4

基本政策 5

政策体系別計画

区計画

進行管理・評価



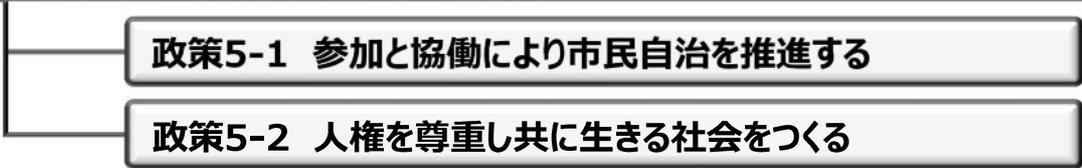
基本政策 5

誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり

- 「まち」は、生まれ、育ち、学び、働き、楽しみ、支え合うといった先人たちの営みの上に形づくられてきたものであり、さらに将来にわたって発展させていくものです。
- 地方への分権が進む中、まちづくりの主役は、そこで暮らし、活動するすべての市民、団体、企業などであることから、市民と行政の「情報共有」「参加」「協働」を基本としながら、市民が主体となって、地域の身近な課題解決を促進するとともに、多様な人々が生涯にわたって生きがいを感じ、共に認め合い、支え合いながら個性と能力を発揮することができる地域社会をめざします。

政策の体系

基本政策 5 誰もが生きがいを持てる市民自治の地域づくり





政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

政策の方向性

- 社会全体のグローバル化が進み、人と人とのつながりの希薄化などが進む中で、人権と平和に関わる課題も多様化しています。一人ひとりの人権が尊重され、共に平和に生きる社会を実現するために、すべての人が互いにそれぞれの違いを認め合い、個性と能力を発揮できるよう、平等と多様性（ダイバーシティ）の尊重に向けた取組を進めます。

市民の実感指標

市民の実感指標の名称 (指標の出典)	計画策定時 (H27)	現状 (H28)	目標 (H37)
市民一人ひとりの人権や平和に対する意識が高いと思う市民の割合 (市民アンケート)	20.1%	21.0%	30%以上

施策の体系

政策 5-2 人権を尊重し共に生きる社会をつくる

施策5-2-1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進

施策5-2-2 男女共同参画社会の形成に向けた施策の推進

施策 1 平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進



第 1 期の主な取組状況

- さまざまな人権問題の解決や人権侵害の防止に向けて、一人ひとりの人間の尊厳が最優先される「川崎らしい」人権施策を推進しています。あらゆる施策に人権尊重の視点を反映するとともに、市民、地域、学校、企業、関係機関・団体、NPO・NGO など多様な主体との協働・連携により、人権尊重教育や人権思想の普及、人権擁護の取組を推進しています。また、平成 28（2016）年度には「第 5 次川崎市子どもの権利に関する行動計画」を策定し、子どもの権利保障の取組を推進しています。
- 本市には現在約 3 万 5 千人を超える外国人市民が暮らし、今後もさらに増加が見込まれる中、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして活かし、自立した市民として共に暮らすことができる「多文化共生社会」の実現をめざした取組を進めています。近年、人種、国籍などで排斥するいわゆるヘイトスピーチ対策を求める声が高まっていることから啓発活動を行うとともに、平成 28（2016）年 12 月に川崎市人権施策推進協議会から報告された「ヘイトスピーチ対策に関する提言」を踏まえ、インターネット上の対策や「『公の施設』利用許可に関するガイドライン」の策定など具体的な取組を進めています。



施策の主な課題

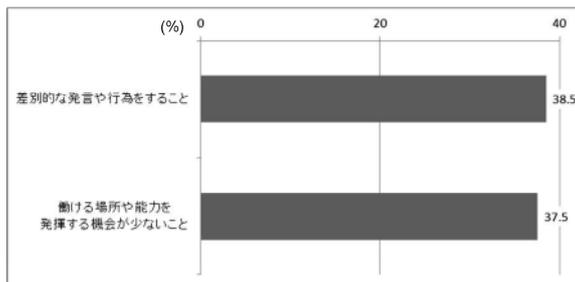
- 人権問題に関する取組を進めるとともに、多様性が尊重され、誰もが参加し活躍できる社会の実現へ向け市民の問題意識も高まってきていることから、性的マイノリティをはじめとする多様な市民の権利を尊重する取組を進める必要があります。
- 平和を脅かす世界規模の人権問題や飢餓、貧困など、新たな課題を理解することで平和を愛する心を育み、共に生きる地域社会の実現に向けた平和意識の普及を促進する必要があります。



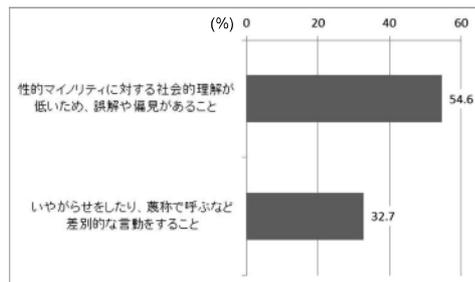
施策の方向性

- **さまざまな差別をなくし、ダイバーシティ（多様性）が尊重される地域社会の実現に向けた取組の推進**
- **多様な文化的背景を持つ外国人市民が共に生きる社会の実現に向けた取組の推進**
- **子どもの権利を尊重する社会づくりに向けた取組の推進**
- **平和意識の更なる普及に向けた取組の推進**

Q 障害のある人の人権に関する
ことで、特に問題だと思うことは？



Q 性的マイノリティの人権に関する
ことで、特に問題だと思うことは？



資料：「川崎市 人権に関する市民意識調査」（平成 28(2016)年 4 月） ※上位 2 項目を掲載



直接目標

● 平等と多様性を尊重する意識を高める



主な成果指標

名称 (指標の出典)	計画策定時	現 状	第1期実施計画期間 における目標値	第2期実施計画期間 における目標値	第3期実施計画期間 における目標値
平等と多様性が尊重されていると 思う市民の割合 (市民アンケート)	40.6 % (平成27 (2015) 年度)	35 % (平成28 (2016) 年度)	41 %以上 (平成29 (2017) 年度)	41 %以上 (平成33 (2021) 年度)	41 %以上 (平成37 (2025) 年度)
子どもの権利に関する条例の認知 度 (子どもの権利に関する実態・意 識調査)	45.0 % (子ども) 31.9 % (大人) (平成27 (2015) 年度)	— (平成29 (2017) 年度調査による)	47%以上(子ども) 33%以上(大人) (平成29 (2017) 年度)	50%以上(子ども) 36%以上(大人) (平成33 (2021) 年度)	55%以上(子ども) 40%以上(大人) (平成37 (2025) 年度)



計画期間の主な取組

事務事業名	現 状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
人権関連事業 人権を尊重し、共に生きる社会をめざして、人権施策推進基本計画「人権かわさきイニシアチブ」に基づき、一人ひとりの人間の尊厳を最優先する川崎らしい人権施策を、平等と多様性（ダイバーシティ）を尊重しながら推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的人権の尊重及び人権意識の普及に向けた取組 ・啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間のイベントとしての「かわさき人権フェア」の開催 ・「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」による人権啓発活動の推進 ・東京2020オリンピック・パラリンピックを契機とした人権意識の普及 ・拉致被害者及びひ拉致被害者家族を支援する取組 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「人権かわさきイニシアチブ」に基づく取組の推進 ・計画に基づく取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・市人権施策推進協議会の運営及び答申等への対応 ・人権に関する市民意識調査の実施 	事業推進
同和対策事業 同和問題をはじめとする人権問題への正しい理解を図るため、講演会・研修会等を通じて、人権意識の普及に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 ・啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発冊子・物品等の配布による同和問題をはじめとする人権意識の普及に向けた取組の推進 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係団体と連携・協力した個別事業対応 ・個別事業への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体が開催する研修会や生活相談支援などと連携・協力した取組の推進 	
外国人市民施策推進事業 多様な文化的背景を持つ外国人市民が、地域の一員として共に心豊かに暮らしていける地域社会をつくるため、多文化共生社会の実現をめざします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 川崎市多文化共生社会推進指針に基づく取組の推進 ・指針に基づく取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・指針に基づく取組の推進 ・市人権施策推進協議会多文化共生社会推進指針に関する部会の運営 	事業推進
	<ul style="list-style-type: none"> ● 外国人市民代表者会議の運営 ・会議の運営・提言を踏まえた取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の運営・提言を踏まえた取組の推進 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● ヘイトスピーチ解消に向けた取組 ・ヘイトスピーチ対策に関する提言に基づく検討 (H28) ・啓発活動開始 (H28) ・ガイドラインの策定 (H29) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン」の適切な運用 ・ヘイトスピーチ解消に向けた啓発活動 ・インターネットへの差別的書き込みに対する対策の実施 	

総論

10年戦略

基本政策1

基本政策2

基本政策3

基本政策4

基本政策5

政策体系別計画

区計画

進行政管理・評価

事務事業名	現状	事業内容・目標	
	平成28～29 (2016～17) 年度	平成30 (2018) ～33 (2021) 年度	平成34 (2022) 年度以降
子どもの権利施策推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもが自分らしく育ち、学び、生活していくため、子どもの権利が尊重され保障されるよう、子どもの権利の理解を広める取組や子どもを権利侵害から守る取組を推進します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「かわさき子どもの権利の日のつどい」の開催やパンフレット等を活用した子どもの権利に関する広報・意識普及の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施 ・さまざまな広報媒体を活用した取組の推進 ●さまざまな世代に向けた広報資料による子どもの権利に関する意識普及の促進 <ul style="list-style-type: none"> H28広報資料配布部数：164,893部以上 ・子どもの権利の理解を深める取組の推進 ●子ども向け公式ホームページ「こどもページ」の運営 <ul style="list-style-type: none"> H28ページ閲覧回数：7,391回 ・継続実施 ●「子どもの権利に関する行動計画」に基づく取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・第5次行動計画に基づく取組の推進 ・第6次行動計画の策定 ●「子どもの権利に関する実態・意識調査」の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・調査実施 (H29) ・調査実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな広報媒体を活用した取組の推進 ・子どもの権利の理解を深める取組の推進 ・継続実施 ・第6次行動計画の策定 ・調査実施 	事業推進
人権オンブズパーソン運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害について、問題解決に向けた助言・支援や、関係機関等への調査・調整を実施します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利の侵害や男女平等に関わる人権侵害に対する支援等の実施 ・相談に対する助言及び支援 ・救済申立てに関する調査・調整等の実施 ・相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ・市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談に対する助言及び支援 ・救済申立てに関する調査・調整等の実施 ・相談・救済についての広報・啓発の実施及び人権オンブズパーソンの運営状況の公表 ・市の機関及び関係機関等との連携した取組の推進 	事業推進
平和意識普及推進事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 政令指定都市で初めて行った「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念を継承し、平和意識の普及に向けた取組を進めます。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・啓発の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内外の自治体と連帯・連携した「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念に基づく平和意識普及に向けた取組の推進 ・平和な地域社会の実現に向けた「平和を語る市民のつどい」の開催 ・「原爆の日」の平和祈念の取組の実施 	事業推進
平和館管理運営事業 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 原爆や川崎大空襲など、戦争の被害等を後世に伝え、平和の大切さと平和を尊重する意識向上に向け、「平和館」を運営します。 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ●平和意識の普及に向けた取組及び支援 <ul style="list-style-type: none"> H28入館者数：約54,811人 	<ul style="list-style-type: none"> ・原爆や川崎大空襲など、戦争を後世に伝えるための展示及び企画展の開催 ・戦争以外の平和の実現を阻む人権・飢饉・環境問題などの企画展等の開催 ・館外での平和啓発を推進する「巡回平和展」の全区開催 ・親子を対象とした「親子で来て・見て・考える平和推進事業」の実施 ・平和問題の研究調査や戦争に関する資料の収集及び整理 ・平和意識の向上をめざした市民活動の支援 	事業推進

- 総論
- 10年戦略
- 基本政策 1
- 基本政策 2
- 基本政策 3
- 基本政策 4
- 基本政策 5
- 区計画
- 進行管理・評価

政策体系別計画